

令和2年第2回土別市議会定例会会議録（第3号）

令和2年6月17日（水曜日）

午前10時00分開議

午後 2時23分散会

本日の会議事件

開議宣告

諸般の報告

日程第 1 一般質問

散会宣告

出席議員（17名）

副議長	1番	井上久嗣君	2番	真保誠君
	3番	苔口千笑君	4番	村上緑一君
	5番	喜多武彦君	6番	西川剛君
	7番	十河剛志君	8番	佐藤正君
	9番	谷守君	10番	渡辺英次君
	11番	丹正臣君	12番	国忠崇史君
	13番	大西陽君	14番	谷口隆徳君
	15番	山居忠彰君	16番	遠山昭二君
議長	17番	松ヶ平哲幸君		

出席説明員

市長	牧野勇司君	副市長	相山佳則君
総務部長	中舘佳嗣君	市民自治部長	法邑和浩君
健康福祉部長	田中寿幸君	経済部長	井出俊博君
建設水道部長	千葉靖紀君	朝日支所長	武田泰和君

教育委員会 教育委員長	中峰寿彰君	教育委員会 生涯学習部長	鴻野弘志君
----------------	-------	-----------------	-------

病院 副管 事理 業者	三好信之君	市立 立務 病局 院長	加藤浩美君
----------------------	-------	----------------------	-------

農業委員
会長

飛世 薫 君

農業委員
局長

藪中 晃 宏 君

監査委員

吉田 博行 君

監査委員
局長

岡崎 忠幸 君

事務局出席者

議事局長

穴田 義文 君

議事局長
議事課主任

岡崎 浩章 君

議事副局長

前畑 美香 君

議事副局長
議事課主任

駒井 靖亮 君

(午前10時00分開議)

○議長（松ヶ平哲幸君） ただいまの出席議員は全員であります。

これより本日の会議を開きます。

○議長（松ヶ平哲幸君） ここで事務局長から諸般の報告をいたします。

○議会事務局長（穴田義文君） 御報告申し上げます。

本日の議事日程は一般質問であります。

以上で報告を終わります。

○議長（松ヶ平哲幸君） ここで副議長と交代いたします。

○副議長（井上久嗣君） それでは、これより議事に入ります。

日程第1、一般質問を行います。

16番 遠山昭二議員。

○16番（遠山昭二君）（登壇） それでは、公共施設マネジメントとその対応についてお伺いいたします。

社会的な危機についての少子高齢化は、およそ社会全体で共有されてきたが、インフラの高齢化をもたらす危機については、公共施設マネジメントによる施設の存廃などの計画はできているものの、実行には時間と多くの費用が伴い、後回し、軽視されている感があります。とりわけ日本では高度成長期の1960年代から60年を経過し、インフラの老朽化は生活や経済を危うくする問題であると危惧されています。今後来るであろう大災害や気候異常などを考えると、なおさら深刻な問題として考えていく必要があります。さらには、危機管理上重要なこととして考えなければなりません。

そこで、公共施設マネジメントに係る考え方などをお伺いいたします。

まず、本市では災害や事故等の後、設計基準や都市計画上の規制などが見直され、その結果、それ以前に整備されたため基準を満たしていない既存不適格施設がないか、お伺いします。

例えば道路橋設計基準に疲労破壊が考慮されたのは2000年以降であり、それ以前に整備された橋梁などが該当すると思われませんが、本市にはそのような施設があるのかないのか、あるとすれば点検整備が怠りなくされているか、お伺いいたします。また、補修計画があるのか、お伺いします。

次に、建物などの構造物には多数の部材があり、その細部の欠陥の検知なくしては事故は防げないのであります。目視検査など義務づけられていることから定期的に検査が行われているのか、さらに施設の長寿命化、維持管理などに財政措置が大きく絡んでくることは必至であります。国・道などの財政支援等の対策をどのように進めていくのか、伺いたいと思います。

最後に、冒頭申し上げましたが、公共施設マネジメントは、本市を含め多くの自治体を取り組む背景には財政難が挙げられているとされています。もし財政難によるマネジメント、計

画・管理であるとするれば、施設そのものを縮小や廃止をすればベストであるとあるが、市民の圧力もあり、公共施設を廃止することは現実的には難しい面もあります。そのような中でマネジメントするという発想は単なる問題の先送りであり、結局は廃止か縮小になるということにすぎないと思うのですがどうなのか、計画どおりに実施されるのか、お伺いいたします。

これからは公共施設だけではなく、土地、設備、備品に加え、勤務空間なども含んだファシリティマネジメントという概念で公共施設などについて考えていく必要があるのではないかと思います。お考えをお伺いして、この質問を終わります。（降壇）

○副議長（井上久嗣君） 牧野市長。

○市長（牧野勇司君）（登壇） 遠山議員の御質問にお答えいたします。

士別市公共施設マネジメント基本計画については、本市の人口減少や少子高齢社会、市民ニーズの多様化などにより、公共施設の量や役割についても大きく変化している状況にあることから、今後、時代の変化に対応し、市民が必要とするサービスと将来にわたって持続的に提供できる取り組みを進めることを目的に、平成29年3月に策定しました。計画の柱となる基本方針として、公共サービス提供のあり方や公共施設の配置を見直す最適化、公共施設の管理や運営方法を見直す効率化、安全・安心を第一に今ある公共施設の長寿命化の3つの方針を掲げて進めているところです。

そこで、本市の既存不適格施設についてですが、施設ごとに関連する法令は多岐にわたり、既存不適格の取り扱いもさまざまのため、建築物、橋梁等多種多様な既存不適格施設が混在しています。そのため、公営住宅、橋梁、公園施設などにおいては長寿命化計画により計画的な点検・補修等を実施しています。また、既存不適格が解除される増改築等を実施する場合については現行法に適合させるよう対応しています。

次に、建築物などの定期的な検査ですが、建築基準法第12条により一定の条件を満たす建築物については、建築士等により経年劣化などの状況を定期的に点検し、特定行政庁である北海道へ報告しています。施設の点検・改修などには多額の費用がかかることから、予防型管理マニュアルに基づく定期的な点検や診断、維持管理や修繕により、公共施設全体のライフサイクルコストの抑制と長寿命化を図っています。また、社会資本の点検・改修については引き続き国・道などの補助金・交付金を活用し実施していく考えであり、事業要望ヒアリング時に長寿命化計画などにのっとった計画的な事業の必要性について要求してまいります。

次に、公共施設の縮小や廃止時の対応についてです。公共施設の統廃合を検討する場合については、施設を利用されている市民や団体との十分な協議・理解のもと、慎重に実施していかなければなりません。限られた財源の中で市民サービスを継続させていくためには、公共施設マネジメント基本計画にのっとった推進が必要と考えています。

次に、ファシリティマネジメントについてです。ファシリティマネジメントは、施設・設備を単に管理するだけではなく、経済的視点を持って管理・活用していく考え方であり、多くの自治体で施設情報の一元化や計画的な修繕等による公共建築物の長寿命化、電気代など運用

方法の改善、低未利用な施設や土地などの財産の有効活用などを目的とする総合的な取り組みがなされているところです。本市においても、公共施設マネジメント基本計画により予防保全型の管理手法により、資産価値を高めることでライフサイクルコストの抑制に努めているほか、施設の複合化、多機能性化や施設の効率的・効果的な利用といったファシリティマネジメントの手法を取り入れています。

今後においても、お話にあった視点を持った取り組みを引き続き実施することで市有財産の資産価値の最大化とコストの最小化などを図りつつ、公共施設の最適化と市民サービスの質と利便性を高め、提供してまいります。

以上申し上げ、答弁といたします。（降壇）

○副議長（井上久嗣君） 遠山議員。

○16番（遠山昭二君）（登壇） 観光施設についてお伺いいたします。

天塩岳及び岩尾内湖周辺の観光施設の充実と利用対策についてお伺いいたします。

まず、天塩岳及び岩尾内湖周辺の観光地の充実と施設などの有効利用の対策について伺います。現在、新型コロナウイルスの流行により、外出自粛の要請に応じ利用中止になっており私たち市民はもとより、各地から来られる愛好家の人々の登山やキャンプなど、早期に利用できるように再開を願うものであります。この自然豊かな天塩岳及び岩尾内湖周辺は、かけがえのない本市の財産であり、この環境の中でゆっくりと時間を過ごすことや、体をリフレッシュさせることは私たち人類の宝でもあります。そのような視点から何点かお伺いいたします。

冒頭申し上げましたような天塩岳を含めた岩尾内湖周辺の雄大な自然地域資産を、本市はどのようにまちづくりや市全体の観光施策として生かしていこうと考えているのか、総合的な視点から、まず考えをお伺いいたします。

岩尾内湖湖畔には、管理棟を初めバンガローやかまどなどの施設が設置されておりますが、そこでまず、管理棟施設内の機器の老朽化であります。管理棟内にある洗濯室、シャワー施設やトイレの設備がありますが、設備については老朽化のため修理等の手が加えられている状況であるものの、時によっては一部使用ができないなどと、来訪者に利用しやすいものとなっていないとの声もあると聞いております。経年劣化の機器を入れ替えるなど、措置が必要と思いますが、これらの施設についての点検、検証をいかにしているのか、さらには計画的に機器の更新などが考えられているのか、お尋ねをいたします。

次に、周辺地域の安全対策についてお伺いします。

近年、キャンプ地において熊が出没すると聞いておりますが、シーズン中人がいるときなどの安全対策について、どのような措置や対処をしているのか、お伺いいたします。

また、シーズン期間は車の往来が多くなるが、地域の管理体制はどのようになっているのか、さらには利用者のかまどなどの火気の処置などの危険性はないのか、お伺いします。

さらには、ダム湖下のエリカ公園についてお伺いいたします。

数年前より草刈りや草取りなどが行われ、市の整備体制が強化されており、エリカの花が咲

く頃には美しい公園となっていることは御承知のことと思います。トイレやベンチも設置されていますが、この公園についても市民周知や岩尾内湖一帯のものとして関連づけて観光資源としての観光ルートとして活用することや、関連して施設整備も必要と思います。今後、どのようにするか、お考えをお伺いいたします。

最後の質問になりますが、天塩岳及びヒュッテ等についてであります。

天塩岳登山の来訪者も、年間を通じて多くの方が各地から来ていると伺っております。昨今は台風被害などによる道路補修などがありましたが、ヒュッテの清掃や整備管理体制も充実して、利用者からも喜ばれており、利用者から寄せられた声も市に届いていると思われませんが、道立自然公園のある本市として、自然を守ることは当然のこととし、観光などとどのように結びつけていくのか、お考えをお聞かせいただき、この質問を終わります。（降壇）

○副議長（井上久嗣君） 武田朝日支所長。

○朝日支所長（武田泰和君）（登壇） ただいまの御質問にお答えいたします。

初めに、有効資産としての活用、利用についてです。

岩尾内湖周辺の観光施設については、昭和53年から平成4年にかけて旭川開発建設部において岩尾内ダム周辺環境整備事業による環境整備が実施され、旧朝日町において展望台やキャンプ場、炊事場、管理棟といった施設の建設、整備を進めてまいりました。議員お話のとおり、天塩岳や岩尾内湖周辺の観光地は本市にとってかけがえのない財産であり、大自然を存分に楽しめる環境であるとして、訪れる観光客の皆様から評価をいただいているところです。今後も引き続き、自然環境に配慮しながら既存施設の維持管理を行い、皆様に満足して御利用いただけるように努めてまいります。

次に、既存施設の現況と更新についてですが、現在のキャンプ場のバンガロー、炊事場、管理棟は一部を除き平成12年から13年に整備したもので、施設を初め施設内にあるシャワー、洗濯機などの設備に老朽化が見られるものもございます。そこで、施設の点検については、施設管理を委託しているNPO法人の職員に行っており、設備などに不具合が生じた場合には利用状況を見て判断し、必要なものについてはその都度修繕を行っているところであります。施設の大幅な改修や設備の更新は現在のところにおいては考えておりませんが、今後も修繕を行いながら施設を維持してまいりたいと存じます。

次に、施設利用の安全対策についてです。

近年、市内において熊の目撃情報が多数寄せられていますが、岩尾内地区におきましても付近の道路などで目撃情報があります。猟友会と情報共有を行いながら万全を期しておりますが、キャンプ場を利用されるお客様に対しましては、食べ物などを外に置かない、ごみは必ず持ち帰るなど、キャンプ場内での掲示、ホームページへの掲載によりマナーと注意を呼びかけているところであります。また、キャンプシーズンを迎え、多くのキャンプ客が訪れたときの車の往来、火気の処理などの危険性についてですが、これまで同様に、施設内においての掲示や管理人の見回りなど、皆様に注意を呼びかけながら安全対策に努めてまいります。

次に、エリカ公園の整備についてです。

エリカ公園は旧朝日町が平成4年から平成10年にかけて、エリカというツツジ科の花を植栽した公園であります。シーズンを迎えますと白やピンクに咲く花を見に訪れるほか、公園近くには散策路があり、ダム of 堰堤付近を散策することができ、朝日地区の町民ハイキングなどでも利用されているところです。エリカ公園は場所が分かりにくいいため、道道から市道への入り口に看板を設置し、御案内をしています。御指摘のとおり、岩尾内湖一体として関連づけ、観光ルートとしての活用をすることも重要だと考えますので、まずは一人でも多くの方に足を運んでいただき、楽しんでいただけるよう、ホームページなどで周知を図ってまいります。

最後に、天塩岳ヒュッテについてのお話がありました。

天塩岳は道立自然公園に指定され、自然を満喫できる場所として道内を初め道外からも多くの登山客が訪れています。また、ヒュッテやトイレもきれいに清掃されていて素晴らしい施設であると利用者からの声もいただいているところであります。

そこで、観光とどのように結びつけていくかとお尋ねではありますが、冒頭にお答えいたしましたとおり、天塩岳や岩尾内湖周辺の観光地は本市にとってかけがえのない財産であり、大自然を存分に楽しめる環境でございます。自然環境の保護に配慮しながら施設の維持管理を行い、快適に御利用いただけるよう対応するとともに、天塩岳山開きや昨年から開催されている天塩岳速登競争などのイベントの際にも地域交流施設和が舎での宿泊や入浴などの利用もあり、今後も利用促進に結びつくよう、引き続きPRを行い、多くの方にその魅力をお伝えできるよう努めてまいります。

以上申し上げ、答弁といたします。 （降壇）

○副議長（井上久嗣君） 15番 山居忠彰議員。

○15番（山居忠彰君）（登壇） 令和2年士別市議会第2回定例会に当たり、通告に従い一般質問を一問一答形式で行いたいと存じます。

まず、最初の質問の大きなテーマは、緊急事態全面解除で、各種対策を市民の暮らしや営業によりよく役立てる取り組みについてであります。

現在何よりも一番危惧されるのが、士別市内においてもコロナ破綻、倒産の可能性や失業、解雇、雇い止め、派遣切りなど、雇用環境の悪化がないかという点です。去る5月25日、新型コロナウイルス特別措置法に基づく緊急事態宣言が全面的に解除されました。6月1日からは北海道で続いていた休業要請も全面的に解除となりました。しかし、経済活動再開を急ぐあまりに、不安を残したまま見切り発車した側面は否めません。特に北海道は2月28日からの独自対応も含め、長期にわたる外出自粛や休業要請による経済の打撃は計り知れないものがございませう。経済や社会活動の再開が順調に進み、一日も早く平穏な日常が戻ってくることを誰しもが願っているところでございませう。

そこでお尋ねいたします。感染拡大に伴う企業の経営破綻がアパレル大手のレナウンを初め、累計で237件に達したと報じられております。北海道も18件で、東京の56件、大阪の23件に次

ぐ深刻さです。業種別ではホテル・旅館、飲食店、小売、食品製造卸、建設と続きます。宣言の解除後も状況が改善しなければ、事業の継続を断念する経営者が相次ぐ可能性があります。本市における実態をどのように把握しておられるのでしょうか。

そして、従業員の解雇や雇い止めも全国で2万人越えとなりました。非正規や派遣切りも含め、心配された本市における雇用環境の悪化についての質問も予定しておりましたが、昨日の大西議員への答弁に詳しくございましたので、割愛をさせていただきたいと存じます。

さらに、感染拡大は労使交渉にも大きな影響を及ぼしてございます。密閉・密集・密接の3密などを理由に、企業側から団体交渉を先延ばしされるケースが相次いでいるからであります。まさに今のような苦しい時期だからこそ、企業は労働者の声に耳を傾け、真摯に対応すべきと考えますが、市と市職員労働組合の例も含め、御所見をお伺いしたいと存じます。

次に、国や道の支援制度が十分に活用されているかという点です。

4月の就業者数は6,628万人ですが、完全失業者数は178万人で失業率は2.6%となりました。さらに、休業を余儀なくされている働き手は597万人に達したと報じられました。これにより、全国的に失業給付受給や生活保護申請が急増しているとお聞きいたしますが、本市の実態はどうなのでしょう。

また、政府が全国民を対象に一律10万円を給付する特別定額給付金ですが、今月10日までに対象者の38.5%に当たる約4,910万人が給付済みと発表されました。申請が郵送かオンラインなのですが、各地でマイナンバーカードをめぐるウェブが急ブレーキ、誤入力や重複申請などで確認に人手間が倍増以上かかり、本末転倒の事態だということです。本市に混乱はなかったのでしょうか、同時に、これを機にカードの交付希望枚数は増えたのでしょうか、そして、要望の多い基準日の4月27日以降に生まれた赤ちゃんへの独自の支援策は考えているのでしょうか。

さらに、経営者はあらゆる責任を負わなければならないとはいえ、雇用調整助成金の活用が進まない理由に、手続の煩雑さや支給の遅さに加え、手元資金の用意が必要なことがありましたが、改善されたのでしょうか。加えて、持続化給付金では電子申請の困難さが指摘されておりましたが、サポート体制は確立されたのでしょうか。その他の国や道の支援制度も十分に活用されているのでしょうか。

次に、本市独自対策の実施状況と効果の検証はという点ですが、昨日の渡辺議員、谷議員との質疑応答で十分理解ができましたので、この質問は割愛させていただきたいと存じます。

ただ1つ、牧野市長は記者会見などを通して、タイムリーにコロナ対策の方針や内容を市民に分かりやすく説明しておられます。幸いにも本市では1人の感染者も死者も出てはおりませんが、だからといって安心はできません。心配なのは全国的にクラスターの発生源となった基礎疾患を持つ高齢者が多い市立病院や市内の介護施設であります。緊急事態解除の前と後で感染拡大防止策に変化があったかどうかについてだけ、お教えてください。

次に、新しい生活様式、新北海道スタイルの定着促進策と政府の2次補正への期待はという点です。

ワクチンや治療薬ができるまで少なくとも今後1、2年は感染者数の増減を繰り返すことから逃げようがないとも言われています。コロナとの共存に向け政府の専門家会議は新しい生活様式を提言いたしました。また、北海道も新北海道スタイルを提示いたしました。課題は実効性であります。本市としては、どのようにして定着を図っていこうとしているのでしょうか。

また、新しいスタイルという観点では、今は実際の往来や交流が遮断されている豪州ゴールドバーン・マルワリー市や愛知県みよし市、福島県川内村など、姉妹都市・友好都市などとオンラインなどでつながっていて、コロナ対策の現況やポストコロナ等に関して有意義な意見交換や連携ができているのでしょうか、お伺いいたします。

なお、今月12日に採択となった政府の今年度第2次補正予算の各種事業に対する期待について、牧野市長が構想している大胆な行政改革を行うための実行計画策定の概要につきまして、昨日、谷議員、大西議員からそれぞれ質問がございましたので、割愛をさせていただきたいと存じます。

以上申し上げまして、最初のテーマの質問を終わります。 （降壇）

○副議長（井上久嗣君） 牧野市長。

○市長（牧野勇司君）（登壇） 山居議員の御質問にお答えいたします。

初めに、本市事業所における事業継続を断念する可能性についてです。

6月8日現在、新型コロナウイルス感染症関連の経営破綻は全国で225件、北海道では17件となっており、東京都、大阪府に次いで全国で3番目の多さと言われています。業種別に見ても宿泊業、飲食業がインバウンド需要の消失のほか、休業要請や外出自粛の影響が大きく影響しているとのことです。次いで小売店の休業が影響したアパレル関連など個人消費関連の業種が上位を占めているとのことです。さらに、休校やイベント休止が影響した食品製造業など幅広い業種に影響は広がっている状況となっています。

そこで、本市の実態の把握についてですが、現段階では事業継続を断念した事業者は確認できていませんが、土別商工会議所が毎月行う業界における景気動向調査報告によると、業況が悪化している宿泊業や飲食業、売上げが減少している小売業やサービス業などがあるため、今後の状況に注視していく必要はあると考えています。

次に、労使交渉に影響を及ぼしているとのことについてです。本市、市労連との春闘など労使交渉については、議員お話のような先延ばしするといった事案はなく、市内企業における事例も聞いておりません。

次に、失業給付や生活保護申請の実態についてです。2月から5月までの生活保護の申請件数については7件であり、急増している状況はありません。また、失業給付についても同様です。

次に、マイナンバーカードをめぐる混乱と交付枚数についてです。特別定額給付金のオンライン申請開始に伴い、全国でマイナンバーに関する手続きが集中したことにより、システムサーバーに負担がかかり、エラーや処理が遅延する事象が発生しました。本市でも電子証明書の

更新処理に時間がかかるケースが発生しましたが、特に混乱はありませんでした。また、オンライン申請に必要な暗証番号忘れやロック解除で再設定を行った件数は合わせて10件ほどでありましたが、カードの新規交付希望者としては目立った動きはありませんでした。

なお、4月27日以降に生まれた赤ちゃんについては、支援のあり方を総合的に検討してまいります。

次に、雇用調整助成金の活用と持続化給付金サポート体制についてです。雇用調整助成金は手続きが煩雑であることから、国では従業員20人以下の小規模事業主が行う申請手続きを簡素化するとともに、申請マニュアルを作成するなど、手続きの負担軽減を図っています。さらに、申請に支援を必要とする場合は、社会保険労務士の資格を有するアドバイザーを派遣する制度も創設され、雇用の維持や事業の継続につながると期待しています。また、申請方法が電子申請に限定されている持続化給付金は、ICTに慣れていない、もしくは通信環境が悪いといった理由から、申請することが困難なケースが散見されています。

国では申請サポート会場を全国に設置し、補助員が電子申請の入力をサポートすることとして、道内においても札幌市や旭川市などに会場ができましたが、先週の10日から士別商工会議所の2階にも会場が設けられました。サポート会場を御利用される場合は、事前に予約が必要となりますが、事業全般に広く使える給付金ですので、ぜひ御活用願いたいと思います。

次に、感染拡大防止策に変化があったかについてです。新型コロナウイルス感染症の発症後、高齢者福祉施設などでは厚生労働省発出の通知などに基づき、共有部分の消毒、面会や施設への立入制限のほか、入所者の健康状態の確認を行うことなどについて周知しているところであり、緊急事態宣言解除後においても重症化リスクの高い高齢者が安心して利用することができるよう、引き続き感染予防策を講じて対応していただいているものと認識しています。

市立病院では2月28日から入院患者への面会を制限するとともに、発熱のある外来患者については他の患者との接触を避けるため、入り口を別にするなどの感染防止対策を図っています。緊急事態宣言解除後においても、道内では新たな感染者が発生している状況にあり、患者・家族の方には大変御不便をおかけしていますが、これまで同様の院内感染防止対策を図ってまいりますので、御理解をお願いいたします。

次に、新しい生活様式と北海道スタイルの定着促進策についてです。厚生労働省が公表している新しい生活様式、北海道が公表している北海道スタイル、これら2つの取り組みを市民や事業者に定着させていくことは、今後長く続くことが予想される感染症の防止には極めて重要なことと認識をしており、そのためにはこの取り組みの内容を、いかに市民の目に多く触れていただくかということが肝要と考えます。

そこで、具体的な取り組みとしましては、ホームページはもとより、本庁舎を初めとする公共施設におけるポスター掲示、広報紙への継続的な掲載、チラシの折り込み、さらには地域担当職員による地域政策懇談会での説明など、さまざまな機会を捉えた啓発活動を予定しています。このほか、事業者への周知についても、商工会議所や商工会などとの連携も視野に積極的

に行つてまいります。また、これまで姉妹都市や友好都市などとコロナ禍の状況などをメールや電話で情報交換しています。この結果、今年はゴールバーン・マルワリー市への高校生短期留学派遣を初め、みよし市とのサッカー・野球少年団の交流事業、川内村の子供たちを迎え入れるコラッセ夏学校は、主催団体や相手方と意見交換しながら、中止にせざるを得ませんでした。今後もメールや電話を中心にオンラインも活用しながら情報交換に努めてまいります。

以上申し上げ、答弁いたします。（降壇）

○副議長（井上久嗣君） 山居議員。

○15番（山居忠彰君）（登壇） 続いての質問の大きなテーマは、基幹産業でもある本市農業、特に酪農の危機や種苗法、労働力不足など当面の課題と今後の展望についてであります。

まずは、酪農の危機だが難局克服はできるかという点です。新型コロナウイルス感染防止のために学校給食や外食産業が長期間休業した影響などで、食材となる農畜産物を供給する生産者の一部が、低迷する価格や膨らむ在庫で想定外の困窮をしているということです。全国的にも全道的にも、生鮮野菜や高級食肉、花卉など広範に影響を受けているものの、特に酪農家が生産する生乳が行き場を失うおそれが強まっていることを見逃すわけにはいきません。生乳廃棄という最悪の事態だけは何としても避けなければなりません。

ついては、現時点における市内の酪農家戸数と生乳生産量及び生産販売額や流通状況などについてお教えてください。

問題は、4月以降の外出自粛と休業要請で飲食店、ホテル、土産用の菓子製造などで使われるバターや生クリームなど業務用の需要が消滅してしまったことでもあります。もちろん緊急事態解除で早い回復を願うところではありますが、業界と行政が協力し、需給調整と消費拡大の不断の努力が不可欠だと思われませんが、市とJAなどの間で平素から迅速な対応が可能な連携の形はできているのでしょうか。

一方で、脱脂粉乳の在庫が過去最高水準になっており、発酵乳や乳飲料の消費喚起も必要となっています。市内の酪農業は地域の重要な産業であり、観光にも一役買っていることは周知のとおりでございます。そもそも国が進める過剰なほどの輸入増が問題ではあるのですが、当面は官民挙げて消費を増やす意識を持つことで難局を克服すべきと考えますが、御所見をお伺いしたいと存じます。

次に、種苗法改正案が見送られたが、懸念が払拭されていないのではという点です。ブドウのシャインマスカットやイチゴのあまおうが韓国産、中国産として輸出されています。日本で開発され、品種改良された穀物、野菜、果物の種苗の不正な持ち出しを禁じる種苗法改正案の国会審議が見送られ、秋の臨時会へと先送りになりました。法改正によってすぐれた国産ブランドの保護を図る旨は十分に理解できるし、大賛成です。しかし、一方で長年認められてきた農家による種取りや株分けといった自家増殖の権利を規制するというものであり、極端な賛否両論が激しく火花を散らしています。農業関係者からは自由な栽培や売買が難しくなるという懸念が噴出し、慎重論が出ているのです。もしも懸念が払拭されないまま強行採決されるよう

なら大きな問題です。現場の生産意欲を奪うことのないよう、制度運用のあり方についてもっと丁寧な議論を尽くすべきだと思いますが、どのように考えるのでしょうか。

不正に歯止めをかけるための制度改正は必要な処置であります。しかし、農家が業者などに種苗の許諾料を支払う必要が生じ、農家の負担を増やし、農業経営を圧迫すると思われる疑念が残るのです。農業従事者が減少し、食料自給率が低迷する現状にあって、EUでは免除となる小規模零細農家の負担を、日本でもこれ以上増やさないと仕組みづくりこそが何よりも求められているのではないのでしょうか。

安倍政権は2年前、主要農作物種子法を廃止し、公的機関の知見を海外資本を含む民間に引渡すよう促してきました。一連の官邸主導農政の流れを見れば、海外の巨大種苗企業が日本で品種改良し、高額な許諾料を設定する事態が頻発しかねません。やみくもに民間開放を進める発想を転換し、品種開発で成果を上げてきた都道府県を改めて後押しする制度こそ必要と思いますが、御見解をお伺いいたします。

次に、外国人技能実習生が来日できず、人手不足が深刻なのではという点です。新型コロナウイルスにより、繁忙期を迎えた酪農家や畑作農家が人手不足にあえいでいます。海外からの技能実習生が来日できなくなったからであります。また、逆に実習を終えたのにもかかわらず帰国できなくなった人もいます。本市において、これら類似の問題が発生していませんか。実態を教えてください。

また、大規模農家ほど外国人材という頼みの綱を失い、窮地に陥っていると聞きます。実習生だけではありません。農業従事者の中にも自分の子供の長期休校などで農作業から離脱せざるを得ないケースもあり、人手不足に追い打ちをかけているのです。道内の各地でJAや役場の職員に加え、コロナで休業中の観光、宿泊、航空会社のキャビンアテンダントやアルバイト先を失った学生などが応援に出て話題になりましたが、本市でも似たようなケースが見られたのでしょうか。

加えて、農業人口はこの10年で4割も減ってしまいました。高齢化も急速に進んでいます。皮肉にもコロナ禍によって農家の人材確保のヒントが見つかったのは一筋の光明でした。とはいえ、その場しのぎでは真の解決策になりません。国や道が農業の人材育成を担う農業系の学校・企業への財政支援を戦略的に強化するなど、長期的ビジョンに立った育成システムを構築すべきではないのでしょうか。本市の政策も含め、御所見をお伺いしたいと存じます。

このテーマの最後に、スマート農業はどこまで進んだかという点にも触れたいと思います。全国の耕地面積の4分の1を占める食料基地北海道ですが、近年人手不足と高齢化で生産基盤は急速に弱体化してございます。そこで、情報通信技術ICTを農業に活用するスマート農業は、今や農家減少のもとでも食料生産を維持・拡大でき得る切り札となりました。鳴り物入りで始まった本市の取り組みですが、どこをゴールとして一体全体どこまで進んだのでありましょか。

スマート農業のすごさは高精度測位技術による自動化・ロボット化はもとより、高速大容量

の新通信技術5Gを活用して、熟練の農家が持つ経験や観察力、匠の技を人工知能、AIに置き換える技術であります。ロボット化で労働力を確保するだけでなく、膨大なデータ解析で収益力も向上させるのです。先進的なメーカーや大学等の指導機関との連携も重要になります。そこで、市の内外から大きな期待を寄せられている本市スマート農業の将来像をどのように位置づけ、描いていくのでしょうか。

中長期的な本市農業を展望すれば、昭和感覚を持つベテランのリタイアと新しい平成感覚を持つ若手の参入で世代交代が一気に進むでしょう。また、さらなる大規模化が進行する中、法人経営にシフトすると同時に、多品目生産に切り替える流れがあります。作業はロボットに任せて、農家はすぐれた販売戦略を練ることが成長の大きな鍵になる可能性があります。本市農業の戦略的イノベーションで新たなる最先端農業未来都市創造を完成させるために、行政としての市は何ができるのでしょうか、また、何をしなければならないのでしょうか、明快な御答弁を御期待申し上げ、このテーマの質問を終えたいと存じます。（降壇）

○副議長（井上久嗣君） 井出経済部長。

○経済部長（井出俊博君）（登壇） ただいまの御質問にお答えします。

初めに、本市酪農家の現状についてです。

本年4月1日現在の酪農家戸数は35戸であり、前年度同月と比較すると2戸の減少となっています。

次に、生乳の生産につきましては、令和元年度の生産量は2,418万3,000トンで販売額は23億1,200万円となっており、本年1月から4月までの出荷量は前年比613トンの減少となっています。議員お話しのとおり、全国的な休業による学校給食向けの牛乳のキャンセルや休業要請等による外食産業の需要減少により、生乳から乳製品などの加工品用へと切り替えられているものの、在庫にも限度があり、決して生乳破棄とならないよう、JAと連携し、対応していかなければなりません。

そこで、これまでの市とJAの連携、対応についてですが、まずは生産者に新型コロナウイルス感染症の感染者が発生しても、日々の搾乳作業を継続できる体制の構築が重要であると考え、3月16日にJAと本市、和寒町、剣淵町の担当者で名寄保健所と協議を行いました。その内容は、感染者及び濃厚接触者と判断された従業員は14日間出勤が停止されることから、感染者以外の従業員やヘルパーなどが濃厚接触者とならないよう注意し、感染者が出た施設は即座に保健所の指示、立会いのもと、アルコールなどで消毒し、作業を継続する環境を整えることが重要であることを確認し、これらの内容を畜産農家及び関係者に周知してきたところです。

次に、生乳加工品等の消費拡大の取り組みについてです。JAでは、学校給食等による牛乳の消費量減少に伴う消費喚起対策として、北ひびき管内の小・中・高校の児童・生徒を対象に牛乳贈答券200円相当を1人当たり2枚を1,605名に配付されました。また、市職員では、牛乳消費拡大の取り組みとして、5月11日から職場ごとに購入しており、6月15日現在、1リット

ルパック約600本を購入しております。さらに、上川地区農協酪農畜産対策委員会による上川地区ヨーグルト消費拡大運動にJA職員、組合員及び市職員が参加し、1,000円のヨーグルト製品を全体で2,878個、JA管内で698個を購入しております。また、追加の支援対策として、緊急事態宣言後、大幅に需要が減少している業務用バターの消費拡大についても、市ではJAと連携して取り組みを進めているところです。今後におきましては、6月くらいまでが生乳生産のピークとなることから、引き続きJAと連携し、経済団体等とも協議しながら、さらなる消費拡大を図り、本地域にとって重要な酪農・畜産を支援していく考えです。

次に、種苗法改正案についてです。日本で開発された優良品種が海外に流出し、他国で増産され、第三国に輸出されるなど、日本の農林水産業の発展に支障が生じている事態を踏まえ、国は植物の新品種の育成者権の適切な保護及び活用を図るため、輸出先国、または栽培地域を指定して登録された品種について、育成者権の効力に関する特例の創設や育成者権の効力が及ぶ範囲の例外を定める自家増殖に係る規定の廃止などを盛り込んだ種苗法の一部を改正する法律案を今通常国会に提出しています。この改正により、農業者が登録品種の収穫物の一部を次期収穫物の生産のために稚苗として用いる自家増殖について、育成者権の許諾が必要となることから、許諾の手続や費用、新たな種子の購入等の負担が増え、営農に支障が出てくるのではとの懸念が広がっています。

農作物の新品種の育成には多くの年月が費やされるとともに、専門的な知識や技術のほか、広大な隔離圃場などの施設、労働力と経験及び資金が必要であり、また品種として生産者に供給された後には、簡単に増殖することができるという特性があることから、種苗の育成者が育成に要した投資を回収し、さらに新たな品種開発に取り組めるよう育成者の権利を保護する必要がありますが、農家の自家増殖については、育成者権が及ばないものとして認められてきた経過もあることから、丁寧な説明と多大な負担とならないような仕組みづくりが必要と考えております。

主要農作物種子法は主要農作物である稲、麦、大豆の優良な種子の生産及び普及を促進するため、優良な品種の決定、原原種及び原種の生産などを都道府県に義務づける法律でしたが、平成30年に都道府県が持つ品種開発のノウハウや施設などを民間事業者に対し提供することで、官民の総合力を発揮して種子の研究、開発を活性化させるとして廃止されたところです。

北海道では、種子法の廃止を受け、昨年基幹作物及び主要畑作物の優良の種子の生産、普及を促進するため、北海道主要農作物等の種子の生産に関する条例等を制定し、原原種や原種の生産、優良品種の認定など、今までの体制を維持しておりますが、北海道のような栽培条件の厳しい積雪寒冷地域対応の種子開発、研究には人材や時間、資金等が必要であることから、今後も農業者が安定的に高品質な農産物の生産が継続できるよう、優良で品質の高い種子の安定供給に向けた政策の推進について、関係団体と連携し、国に要望してまいります。

次に、外国人技能実習生の来日についてです。本市に来日している技能実習生は、現在、耕種農家で5名、酪農畜産で19名が研修を行っています。また、新型コロナウイルス感染症の影

響で本国へ帰国できない実習生は今のところいませんが、その場合6カ月間の在留資格延長が可能であり、その間の就農内容については、管理団体と実習生で協議することとなっています。現在、感染症の影響で来日できていない実習生は5名となっていますが、このことにより、人材確保が難航している農業者についてはいないことから、大学生やJA職員等による農家支援は実施されておりましたが、今後も感染症の長期化が予想されることから、このことによる人材不足等について、農業者や関係機関からの情報収集に努めてまいります。

次に、農業人材育成・確保の取り組みについてです。国の助成事業としては、次世代投資事業による準備型の支援や独立就農する経営開始型の支援等さまざまな事業が実施されています。また、農業関係の研修、教育機関として全国42都道府県に農業大学校や各都道府県に新規就農相談センターを設置し、就農に関する情報提供や就農希望者からの個別の就農相談に対し、農業人材の育成・確保が図られているところです。

士別市においては、農業・農村担い手支援事業により支援を実施しており、士別市担い手支援協議会が中心となって農業人材の育成確保の取り組みを行っています。具体的な内容としては、地域農業者や関係機関と連携を図り、各種制度の周知や道内大学などへのPR活動、国の制度である地域おこし協力隊制度等を活用し、地域農業を支える担い手の育成・確保を図っております。今後も、士別市農業の魅力の発信・PRを移住ナビデスクへの情報提供や市ホームページなどで広く周知することで、新規就農者の確保、人材育成に努めてまいります。

次に、本市のスマート農業の取り組みについてです。農作業の省略化が見込まれる無人ヘリ農薬散布費用の一部補助を平成22年から実施しており、農作業の高精度化やコスト低減が可能なGPSガイダンス基地局を26年に上士別地区、27年に多寄地区、30年に本所地区に設置し、現在利用農家戸数は103個、一部の農業者はこれに連動した自動操舵システムを利用しています。

また、作物の品質向上や収穫機械の効率化が可能な衛星写真解析によるリモートセンシング技術を活用して、小麦の適期刈取判定を一部地域で実施しているほか、直近では上士別地区においてスマートフォンで遠隔操作が可能な水管理システムが導入され、現在は55台、令和8年度までに280台の導入を計画しているところであり、畜産農家では搾乳ロボットや自動給餌器等が導入され、労働力の省力等が図られているところです。

スマート農業の将来像については、現在、国や農機具メーカー等での技術開発が推進されています。今後は人工知能・AIなどの新たな技術の導入により、農作業の超省力化や熟練農業者のノウハウが新規就農者へスムーズに継承されるなどのシステムや営農に必要な農業データの連携基盤が整備されることで地域の営農に必要なさまざまなデータを農業者間で共有し、比較しながら作物の品質向上や均一化、コスト削減が可能となるなどのさまざまな技術革新が予想されます。

高齢化による農業者の減少により、さらなる担い手や労働力不足が懸念される中で、今後のスマート農業の推進に向け、さまざまな先端技術の中から地域で必要となる技術を見極め、農

業者や関係機関と連携しながら調査・研究し、安定的かつ持続的な農業の構築に努めてまいります。

以上申し上げ、答弁いたします。（降壇）

○副議長（井上久嗣君） 山居議員。

○15番（山居忠彰君）（登壇） 最後の質問の大きなテーマは、市内小・中・高校の学校再開で露呈した休校3カ月の影響と課題についてであります。

まずは、感染リスクをいかに低減し、学校の安全・安心・安定を図るかという点です。児童・生徒や親御さん、先生方はもちろん、地域住民の協力が必要です。新型コロナウイルス感染拡大防止のため一斉休校していた市内の小・中学校や土別東高校が再開されました。2月末から通算3カ月にわたり通常の学校活動が停止するというかつてない事態は、教育現場を一変させました。だが、何よりも感染防止が最優先の課題であります。

そこでお尋ねしたいと存じます。文部科学省や北海道教育委員会の示すガイドラインやマニュアルとは一体どのようなもので、本市の教育委員会は各学校にどんな指導や指示をしているのでしょうか。

子供たちの毎朝の検温や手洗いとせきエチケットに3密回避、給食の形と配膳、さらには免疫力を高めるための十分な睡眠、適度な運動、バランスの取れた食事を心がける指導など、基本行動については完全に行き届いているのでしょうか。

また、日常的に医療的ケアが必要な子供や基礎疾患のある子供に対し、学校医や看護師、保健師、学校薬剤師たちの連携による保健管理体制は万全なのでしょうか。学校清掃などの環境衛生はどのように保っているのでしょうか。

新型コロナの感染者に占める子供の割合は低く、感染しても重症化するケースは極めて少ないと言われております。しかしながら、さらに感染が広がれば、再び休校になるおそれもございます。第2波、第3波に備えて、教育委員会としてはどんなことを想定し、どんな対処法を考えているのでしょうか。

次は、学習の遅れをどう取り戻すか。学校再開マニュアル、正常化プログラムの現場作成はという点です。

休校に伴って、多い学校では約200時間分もの授業が失われたと見なされています。学習の遅れを取り戻すことは大きな課題であります。ただ、カリキュラムを詰め込み過ぎると、児童や生徒だけではなく、教師の負担も大きくなってしまいます。あくまでも子供本位の発想で学びのあり方を考えるべきではないでしょうか。決して追い立てられるような学校生活にしてはならないと思いますが、授業時間の確保についてはどのように考えておられるのでしょうか。

また、学校行事、とりわけ卒業式、終業式や、入学式、始業式はどのように実施されたのでしょうか。そして、修学旅行や部活動など、子供たちにとって人生の鮮明な記憶として残る行事を全て中止とするのでしょうか。夏休み、冬休みの短縮以外に放課後や土日祝日の授業は考えているのでしょうか。

加えて言えば、今回のコロナ休校は改めて学校の存在意義を考え直すきっかけになりました。そこで、学校の新しい生活様式と題した衛生管理のマニュアルとは別に、超多忙な先生方にとっては過酷なことかもしれませんが、学習面での指針となる学校再開ガイドライン、いわゆる正常化プログラムの全国や全道一律の画一的なものではないオリジナルマニュアルを現場の学校ごとに作成または作成の予定がなされているのかについてもお尋ねしておきたいと存じます。

次は、親の経済力による教育格差や不登校など、子供たちの心身への目配りという点です。教育格差とは、生まれ育った環境によって受けられる教育に格差が生まれることを指しますが、主な要因は経済格差や地域格差で、実際生活保護を受けている家庭、ひとり親の家庭、養護施設で暮らす子供など、格差の形はさまざまであります。これらの子供たちの中には、学校外での習い事を諦め、放課後の時間を一人で過ごすことが増えてしまうような子供も少なくありません。

今回のような3カ月もの休校による負の影響を特に強く受けるのは、紛れもなく恵まれない家庭や遠隔地域の子供たちであります。学習経験量の圧倒的な差が誰の目にも明らかだからです。学校現場の教師たちは、今までこの現実はどう向き合ってきたのでしょうか。また、コロナ禍の中で今どう向き合うべきだとお考えになられておりますでしょうか。

児童・生徒の不登校や自殺など、最も多くなる時期は夏休みなど長期の休み明けであります。今回のような3カ月もの長期休校の後には、体調を崩したり、大きなストレスを抱えたりした子供がいないかと特に心配になります。これらの対処法についての詳細をお伺いする予定でしたが、昨日、渡辺議員との質疑で十分理解することができましたので、割愛させていただきます。

次に、学校のICT化でオンライン授業を行える環境づくりはどこまで進んでいるのかという点です。新学習指導要領においては、情報活用能力が言語能力、問題発見・解決能力等と同様に学習の基盤となる資質能力と位置づけられ、2018年、平成30年から5カ年計画で各学校においてコンピュータや情報ネットワークなどの情報手段を活用するために必要な環境整備と学習活動の充実が図られてまいりました。

しかし、実際には学校現場のICT整備は思ったほど進んでおらず、たとえ機器が導入されていたとしても、活用が広がっていないという現実がございます。今回のコロナ休校で、スカイプを使ってのチャットを初め、スクールタクトとズームクラウドミーティングを使っての通常と遜色ない遠隔授業を実践した例が数多く報告されておりますが、士別でも可能だったのでしょうか。本市の小・中学校や高校において、ICT化の現状、進捗度や実態と課題をどのように把握しておられるのでしょうか。

また、昨年暮れに文科省が打ち出したGIGAスクール構想。今年4月、萩生田文部科学大臣は新型コロナウイルス感染拡大による緊急事態宣言を受け、早期実現に向け、積極的に推進すると表明いたしました。令和時代の学校教育のスタンダードとなる構想だけにお聞きしたい点が多々ございましたが、これも昨日の谷議員の質問にございましたので、割愛させていただきます。

きたいと存じます。

最後になりましたが、歴史的教育改革、レガシーになるかと思われたことについてもお尋ねいたしたいと存じます。新型コロナウイルス対応の迷走で政府の求心力が低下し、世論の不信感増幅が指摘される中、9月入学の来年度導入が見送られることになりました。制度移行に伴う混乱を懸念する学校現場などの反発に配慮したためです。休校の長期化や国際化を踏まえて、急浮上した9月入学だったのですが、急速に機運がしぼんだ次第でございます。

そこで、締めくくり、中峰教育長に9月入学の是非について御所見をお伺いし、一般質問を終わりたいと存じます。（降壇）

○副議長（井上久嗣君） 中峰教育長。

○教育長（中峰寿彰君）（登壇） ただいまの御質問にお答えいたします。

初めに学校の安全・安心についてです。

文部科学省が作成した学校における衛生管理マニュアル、学校の新しい生活様式では、児童・生徒や教職員の感染リスクを可能な限り低減するため、各学校が進める感染症対策の具体的取り組みが示されています。このマニュアルを基に、本市での対応について、東高校を含む市立学校長の会議で確認するとともに、北海道教育委員会から示された学校教育活動等の実施における学びの保障の方向性や臨時休業の実施に関するガイドラインなどの通知を整理した資料を教職員用として配付し、情報共有を図りながら対策の徹底を求めたところです。

子供たちに対しては学校の新しい生活様式を踏まえた指導を進めていますが、現在のところ、日ごろから医療的ケアが必要な場合や基礎疾患がある場合でかかりつけの医師や学校医などに相談が必要な事例は生じていません。

衛生面の保持に関わっては、通常清掃に加え、特に多くの児童・生徒などが手を触れる箇所については、職員による消毒作業を最低1日1回実施しています。

また、第3波、第4波として、今後、感染が拡大した場合には、衛生管理マニュアルや同じく文科省通知の臨時休業の実施に関するガイドラインに基づき対応することになりますが、まずは現時点で可能な対応を最大限に実施することに努めていく考えです。

学校では、学習計画に基づき、家庭学習を課した上で、分散登校を行うなど、学校での授業と家庭学習を組み合わせることで学びを保障してきました。今後においても、感染リスクを低減する生活の仕方や健康な体をつくるための生活習慣など、家庭での過ごし方も含めて、学習活動の進め方を家庭と共有しておく必要があります。

なお、児童・生徒や学校教職員等に感染者が出た場合は、文科省及び道教委からの通知に基づき、速やかに関係機関と情報を共有し、必要な措置を講じてまいります。

次に、学習の遅れの取り戻しについてです。長期にわたる臨時休業により学習の遅れが生じたことから、学校ごとに不足分の授業時数を把握し、長期休業期間のうち12日分を授業日として設定することにしましたが、学習内容については引き続き見直しを進め、単なる詰め込みにはならないよう配慮するとともに、学校行事も含めた教育活動の再編成を進めます。

卒業式については、来賓を極力減らすとともに、式典内容も一部割愛し、時間短縮を図る中で執り行われました。さらに、中央市街地4校では、道教委からの通知要請により在校生は出席させられませんでした。保護者については、配席の工夫などにより、全ての学校で参列いただくことができました。また、終業式については、学年によって異なる日程で実施した学校もあったところです。入学式や始業式も同様に、時間短縮や人数制限を図るため、クラスごとの分散形式や校内テレビ放送の活用など、感染リスクを低減する措置を講じながらそれぞれ実施されました。

修学旅行や部活動については、リスク対策の徹底の上での実施を基本としており、各種学校行事や授業時数の確保に対する考え方については、昨日、渡辺議員の御質問にお答えしたとおりです。

学校が独自に新たなプログラムを作成するということはありませんが、教育課程を初め、各種の活動や行事など年間計画の見直しが求められている中で、それぞれの学校ならではの学びを子供たちに保障、提供できるよう、教職員が懸命に努力、検討を重ねています。

次に、子供たちの心身のケアについてです。道教委の通知では、臨時休業中の児童・生徒の様子を少なくとも2週間に1回は確認するように求めていましたが、本市では1週間に2回連絡を取り、健康面や生活面、学習状況などの把握に努め、適切な指導・助言に当たってきました。さらに、必要に応じた家庭訪問など、格差を生じさせないことはもとより、一人一人に寄り添うべく、きめ細やかに対応してきたところです。今後も、児童・生徒と教師のつながりや学校と家庭とのつながりを大切に、子供たちが安全・安心に過ごすことのできる関係性の構築に努めてまいります。

学校再開後の児童・生徒の心のケアについては、学校全体で健康観察を行うなど、一人一人の様子をきめ細かく把握するとともに、感染症についての正しい理解を図る学習や新しい生活様式への対応を含めた指導に努めます。また、保護者と情報共有をすることはもちろん、コミュニティ・スクールを活用するなど、地域と連携した形で子供たちを見守っていきたいと考えています。

次に、学校のICT化についてです。これまで本市では、パソコン教室での授業を基本にデスクトップ型のパソコンを整備してきました。臨時休業の際には、士別中学校において、オンライン会議システムのズームを活用した学習サポートを試験的に実施したほか、朝日中学校では外国語指導助手も協力して英語の学習用動画を作成、自宅でインターネットを使えない家庭も考慮し、DVD化して生徒に配付するなど対処してきました。教育のICT化が飛躍的に進む中で、本市においてもその環境整備と活用は喫緊の課題でもあり、今後はGIGAスクール構想に基づく整備を進めるとともに、ICTの一層の活用を図ることにより、質の高い授業の実現や家庭での学びの機会の拡充も含めた対応に努めてまいります。

最後に、学校の9月入学についてです。この件については、国の教育審議会などにおいて答申され、これまで長年にわたり検討事項とされてきましたが、グローバル化への対応や世界的

な現状を見据えると、今回のことを契機とした以降も望まれることと考えます。しかしながら、教育、学校にとどまらず、会計年度を初めとする行政の仕組みや企業活動など含め、社会全体のシステムの変容と対応が不可欠であり、まずはその面での見通しをつけることが先決であり、必須であると考えています。

以上申し上げ、答弁いたします。（降壇）

○副議長（井上久嗣君） まだ一般質問が続いておりますが、ここで昼食を含め午後1時30分まで休憩いたします。

（午前11時35分休憩）

（午後1時30分再開）

○副議長（井上久嗣君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

6番 西川 剛議員。

○6番（西川 剛君）（登壇） 通告に従い、新型コロナウイルス感染症発生拡大に備えてというテーマで一般質問をします。このテーマについては、昨日から本日にかけて多くの議員が質問しております。よって、通告しております質問要旨が重複する部分については割愛し、質問いたします。

新型コロナウイルス感染症については、全国的には緊急事態宣言が北海道を含め5月25日に全て解除、北海道においても、外出の自粛と施設の使用制限、イベント等の開催制限が6月から段階的緩和となり、感染拡大防止と社会経済活動の両立を段階的に進めていく状況となっています。北海道内における感染拡大期、いわゆる第1波、第2波いずれにおいても本市では感染者の発生がありませんでした。このことは、行政報告にもありましたとおり、市民や事業者の皆さんがそれぞれ感染予防の取り組みを徹底された結果、市民の連携の力の成果であるという評価については、私もそのとおりだと思います。

しかしながら、アフターコロナ、ウィズコロナとも言われているとおり、有効なワクチンや治療薬がない状況で感染拡大予防と社会経済活動の両立を進めていけば、北海道内においては第3波、そして何よりも本市においても、感染発生、拡大は起きるのではないか、それを前提として、それに対する備えが重要であるとの思いから、これまでの取り組みや今後の備えといった点で質問いたします。

まずは、これまでの新型コロナウイルス感染症に関わる本市の対策について、その概略をお伺いいたします。行政報告によれば、新型コロナウイルス感染症対策については、これまで対策本部会議を15回にわたって開催、学校の休業を初め、社会教育や福祉施設の利用制限、各種イベントの中止や延期といった感染予防対策を講じてきたとあります。これら対策本部の設置や対策行動計画については、平成27年11月策定の士別市新型インフルエンザ等対策行動計画、

これに基づくものだと思いますけれども、この対策行動計画に基づいての対策本部、また連絡会議の体制と、この間の対策本部会議における議論内容、そこで決定をした対応状況について、行動計画の主要項目のうち、情報提供・共有、予防・蔓延防止、医療、市民生活・市民経済の安定の確保、それぞれの項目について、検討、対応状況の概要をお知らせください。

この新型インフルエンザ感染症対策については、医療、学校の休業や経済活動の自粛といった予防、さらに自粛に伴う生活経済対策と市民生活全般への影響があるということから、これに対応して多くの市の部局が関係をしております。大雨等自然災害時には総務部局が対策本部の事務局となりますが、今回の感染症対策本部事務局は、この計画によりますと保健福祉センターとなっています。医療体制においては市立病院、学校の休業関係では教育委員会、また経済対策を担う経済部、これは現在は仮事務所ということで、対策本部の事務局を含めてこの本庁舎外の組織で担っているという状況だと思いますけれども、この間の対策本部の対応において、こういった組織面での課題がなかったのか、また、今後の備えに当たって、長期的にわたる対応においてこの体制で問題がないのか、お伺いをいたします。

次に、新型コロナウイルスの相談から検査、受診の流れ、そして費用負担についてという質問を通告をしておりましたけれども、昨日、喜多議員が質問されておりますので、この質問については取りやめいたします。

次に、市の情報発信について伺います。新型コロナウイルスに関する市の情報発信については、相談窓口や国、北海道、市の支援内容など、士別市のホームページにおいては掲載内容が順次拡充されてきており、そういった状況だと思います。ただし、中心となる情報発信がホームページであることから、インターネットにより情報が入手できない世帯への配慮が必要となりますし、さらにこの間、感染予防として施設利用制限や不要不急外出の自粛によって、自治会活動、あるいは施設を活用したサークル活動、さらには民生委員等の訪問活動についてもほぼなくなったということによりまして、こういった方々においては、口コミなど地域内の情報入手に大きな制限があったものと考えております。報道によりますが、地域担当職員等によって高齢世帯等に対する訪問を始めたということでもありますけれども、こういった地域、世帯の状況把握や今後の情報発信のあり方について見解をお伺いいたします。

最後に、介護事業所における感染症対策と支援について伺います。道内においても介護入所施設での集団感染、いわゆるクラスターが発生し、入居者、介護従事者の感染発生、さらに、お亡くなりになられた方もいらっしゃいます。高齢であることや持病を有するなど、介護サービスを利用する方については当然感染症による重症化リスクが高いことから、市内の介護事業所においても、施設内感染を発生させないように、それぞれ感染予防対策は十分行われているものと思いますが、市として、これら事業所の対策の現状認識についてお伺いをいたします。

しかしながら、事業所においては、十分に対策を行っていたとしても、一たび感染者が発生をすれば、具体的に施設としてどういった対応が必要なのか。例を挙げれば、施設内における感染者の行動エリア、いわゆる汚染区域とクリーンなエリアを分ける、ゾーニングをどうする

のか。また、感染が確認された入居者への介助をする際に、マスク、グローブ以外こういった装備で介助に当たればいいのか。発生した場合の具体的な対応についての知見がなかなかないと。さらには、こういった介助に必要なガウン、防護服などを入手するとなっても、どこで買えるのか、そういった部分の情報不足や新たな経費発生といった悩ましい状況が聞かれます。

また、全国的な状況でいけば、通所サービス事業所においては、この間、サービス停止や利用者の利用控えによって、売り上げ減少など、経営課題も発生しているようです。サービス利用者や介護従事者に感染発生が起きた場合の感染拡大防止対策、事業継続計画や感染防止物品等の備蓄状況把握に加え、対策検討に向けた情報の周知、デイサービスなど通所施設においては、この間のサービス休止等による売り上げ減少など、影響がないかなどの確認が必要だと思います。これらの状況を確認した課題に対して改めて申し上げれば、感染発生時に備えるべく、そのための情報発信、ガウン等感染防止物品等の新たな購入といった費用や売り上げ減少などにより経営リスクを抱えていれば、事業継続に向けた必要な支援も考えなければいけないと思っていますが、この点について見解を伺います。

さらに、この間のPCR検査等の体制も、発生当初より経過とともに変わってまいりました。5月29日の北海道新型コロナウイルス感染症対策本部による基本方針によれば、感染拡大に備えるとして、検査については、体制の強化、能力の拡充、検査手法の多様化を図るとされています。社会経済活動と感染拡大の抑制のためには当然必要なことだと考えています。そこで、緊急事態宣言下、経済活動の自粛時、休業を要請された業種が多くある一方で、医療や介護、保育等福祉事業については、活動を続けてまいりましたし、当然この後の感染拡大時においても活動を続けなければいけない業種として位置づけられております。

このことは今後の道内における第3波、また本市における感染者の発生、感染の拡大があっても変わることはないものであります。現在、プロ野球の開幕、サッカーの再開、さらに首都圏においては、いわゆる夜の街などの営業再開において、こういった社会経済活動を進めていくために、これまで休業してきた業種、分野における独自の検査実施、この動きが聞かれます。もちろん社会経済活動を拡大していくためにも、スタッフ、関係者のみならず、顧客の安全・安心の確保のため、できるところはやっていただいて構わないと思っておりますけれども、その一方、繰り返しになりますが、感染拡大期においても事業をしっかりと継続していかなければならない事業に関わる従事者、スタッフの検査については、当然優先度が高いのではないかと考えます。その上で、市としては、感染拡大期においても、事業継続が求められる医療・福祉分野における従事者が検査を受けられる体制整備が必要と考えますが、このことについての検討状況、見解についてお伺いし、この質問を終わります。（降壇）

○副議長（井上久嗣君） 牧野市長。

○市長（牧野勇司君）（登壇） 西川議員の御質問にお答えいたします。

最初に、私から新型コロナウイルス感染症に係る組織体制と対応状況などについて答弁申し上げます。情報発信、介護事業所の感染症対策などについては健康福祉部長から答弁申し上げます。

まず、新型コロナウイルス感染症対策の本市の体制については、士別市新型インフルエンザ等対策本部の組織及び運営等に関する要綱により、新型インフルエンザなどが発生する前の準備段階で設ける連絡会議と国が緊急事態宣言を行った場合に設置する対策本部会議があります。また、本部会議設置後は、連絡会議が本部会議を補助する危機管理部に移行することになっていきます。本部会議は私が本部長となっており、副市長、教育長、市立病院副院長のほか各部長職、消防長、さらには総務課長、財政課長を加え、事務局は保健福祉センター所長で構成しています。また、危機管理部は健康福祉部長を部長に、各部関係課長で構成することになっています。

第1回目の本部会議は、国の緊急事態宣言前の本年2月21日に開催していますが、状況として、感染症が国内で感染拡大し、既に道内でも感染者が発生したことを踏まえ、名称も新型コロナウイルス対策本部会議とし、その後、北海道や国の方針が出されるごとに会議を開催し、現在まで15回開催してまいりました。国や道から示される方針の決定から実施に至るまでの期間が極めて短い状況であったため、市の方針決定も急を要したことから、協議事項全てを本部会議にて対応してきたところです。

これまでの協議内容の概要としては、まず情報提供・共有については、主に国や道の通知内容を情報共有し、予防蔓延防止については、その通知の対応方針に基づく学校や各公共施設などの利用制限を含む感染防止対策の内容、医療については、感染症指定医療機関である名寄市立総合病院の状況や士別市立病院の診療体制や患者動向、医療資材の確保状況の確認、市民生活及び市民経済の安定化の確保については、市民生活に関わるイベントや各種活動のあり方、市庁舎など公共施設の消毒方法や職員のマスク着用、窓口へのビニールシートの設置などの感染防止対策、さらには市内飲食店を応援する取り組みなどを協議、決定してきたところです。本部会議で決定した内容については、速やかに各部長から部内職員に伝達し、公共施設の利用制限や行動自粛の協力要請などを各関係団体に周知するとともに、記者発表や新聞記事等を通じて市民に迅速に情報が伝わるよう努めてきたところです。

次に、対策本部の組織体制についてです。本市の体制については、士別市新型インフルエンザ等対策本部の組織及び運営等に関する要綱に定められており、事務局は保健福祉センターとなっているところです。このたびの感染症による国の緊急事態宣言は、過去に例がなく、市の対策本部も経験のない中での設置ということで、今後も感染症への対策が長引くことが予想される中において、これまでの取り組みについては十分検証していく必要があるものと考えています。その際には、議員からのお話も踏まえながら、組織体制のあり方などを含め、検証してまいります。

以上申し上げ、私からの答弁といたします。 （降壇）

○副議長（井上久嗣君） 田中健康福祉部長。

○健康福祉部長（田中寿幸君）（登壇） 私から、新型コロナウイルス感染症に関わる情報発信と介護事業所の感染症対策などについてお答えいたします。

まず、感染症に関する情報発信についてです。市内の感染者情報や国や道の方針等については、随時ホームページを更新し、公表しているほか、対策本部会議で決定した事項などについては報道機関の御協力により迅速な報道がなされました。また、これらによらない情報発信としては、広報の記事や折り込みチラシ、民生委員・児童委員の御協力による高齢者へのチラシ配付や全戸へのチラシの郵送など、可能な限り接触を伴わない方法で相談窓口や感染予防対策などについての周知に努めてきました。

このたびの緊急事態宣言時においては、人と人との接触機会を8割削減することが示されており、また、感染症に関する国や道からの情報も日々更新され、紙面作成から配付までの間に内容が変更される場合もあるなど、このような状況下における情報発信の難しさを強く感じたところでもあり、今後の情報発信のあり方についても検証していく必要があるものと考えています。

次に、介護保険事業などにおける感染予防対策についてです。厚生労働省は、老人保健健康増進事業として、高齢者介護施設における感染対策マニュアル改訂版を2019年3月に作成し、感染症のリスクと対策に関する基本的な知識や把握すべきポイントを示し、平常時から対策の検討を行うことで発生時には迅速に適切な対応が図られるようホームページなどで公表されているところです。

今回の感染症に関しましても、この改訂版に基づいた対応となるよう早期に通知が出されて以降、社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点など、現在も各種関係通知については、随時厚生労働省から道や市を経由して各事業所へ周知しているところであり、これらの通知に基づき、各事業所において感染予防対策をしっかりと講じていただいているものと認識しており、その御尽力に心から敬意を表する次第です。

そこで、介護保険施設などにおいて感染症が発生した場合の対応についてです。利用者が感染した場合は、基本的には保健所の指示のもと、対応に当たることとなりますが、まず施設内の消毒作業を行い、感染拡大防止の措置を引き続き実施いたします。感染が確認された方は、施設を利用する高齢者であるため、一般の高齢者と同様、原則入院での対応となります。現在のところ、想定はされていませんが、施設内で感染者を対応しなければならない場合などについては、施設内をゾーニングした上で別室での対応となり、ゾーニング等については、感染者の発生状況や施設の構造等を勘案する中で、保健所の助言を受け決定していくこととなります。

介護職員などが感染者に対応する際には、ゴーグル、サージカルマスク、手袋、ガウンを装着して支援を行うこととなりますが、これらの衛生用品の購入に関しましては、事業所と取引のある業者や薬局などの医薬品関連会社のほか、インターネットでの情報把握やファクスによる広告などで数量や単価などの比較検討を行い、購入されていると伺っています。また、国内需要が大きくなっていることから、例外的取り扱いとして、再利用が可能なものや代用品などについても可能である旨、国からの通知が出されているところです。

通所サービス事業所の状況については、緊急事態宣言下において、外出自粛による利用控え

や事業所独自による休止、さらには学校の休校等によるサービス提供体制の影響などについて、市独自の調査を3月中に実施したところです。その調査結果や給付実績などからは、利用数に減少は見られたものの、サービスの提供を中止せざるを得ないような影響が出ている事業者はないものと認識していますが、今後も給付費の推移などを注視していきたいと考えています。

介護保険事業者が提供するサービスは、感染者が発生した場合においても、利用者やその家族の生活を継続する上で必要な支援であり、支援を継続していくためには、感染拡大防止のための取り組みの徹底はもとより、利用者個々のサービスの必要性について改めて検討するなど、感染リスクを極力下げながら、必要不可欠なサービス提供を確保することも必要になります。また、サービスを提供するためには事業所への支援も必要であり、国においてはサージカルマスクや消毒用エタノールの供給、あっせんが実施されているほか、感染症の影響により一時的に人員基準を満たせない場合には、減算対象から除外する介護報酬の特例などの適用に加え、北海道から休業要請を受けた場合などには、独立行政法人福祉医療機構の無利子無担保の資金融資制度の活用や休業手当の一部を助成する雇用調整助成金での支援など、経営や運営資金などへの対策も実施されています。

さらには、国の2次補正による追加支援として、詳細については明らかになっていない部分もありますが、感染症対策に要する物品購入費など、割増しとなっている費用への支援や感染症に対応することとなった介護職員などへの慰労金の支給、介護現場で感じている疑問などを相談できる窓口の設置、感染対策マニュアル作成のための学識経験者による実地指導や研修会の開催、サービス体系に応じた業務継続計画の策定支援として、有識者によるガイドラインの作成や指導者養成研修会の開催、職員のメンタルヘルス支援のための専門家による相談窓口の設置などさまざまな支援策が準備されているところです。今後も、このような支援策などの情報を速やかに提供するとともに、各事業所と連携を図る中で事業継続に向けて必要な支援のあり方について検討してまいります。

次に、感染拡大期においても事業継続が求められる医療等従事者などへの検査対応についてです。6月2日からは速やかに陽性者を発見する観点からPCR検査の対象者が拡大されており、従来の対象者に加え、濃厚接触者について、症状がなくても検査を実施することになりました。このことにより、医療従事者、介護従事者についても、院内や同じ介護事業所内で感染者が発生した場合、濃厚接触者に該当すると検査対象となります。

行政検査及び保険診療においては、感染の疑いのある人、濃厚接触者、医師が診療を行う上で検査を必要とする人を対象としているところであり、何らかの対応のためにPCR検査を実施するということは医療従事者、介護従事者に限らずできないとお聞きしています。行政検査、保険診療以外のいわゆる自由診療として実施することが可能かどうか、また、民間の検査機関がどの程度受け入れることができるのか、さらに検体採取に係る医療従事者の確保や費用面での課題もあります。新型コロナウイルスに限ったわけではございませんが、いつどこで感染するか分からないのが実態であり、周りに感染者の発生がない、しかも症状のない中でPCR検

査を一律的に実施することは現時点では難しい状況です。

PCR検査においては、唾液による検査も可能となっていますし、有効性は判断されていませんが、抗体を持っているかどうかの検査方法もあり、今後も新型コロナウイルスに関する状況は変化すると見込まれます。まずは症状のある方や濃厚接触者などの検査をいち早く実施し、感染拡大を防ぐ体制の構築に努めてまいりたいと考えています。

以上申し上げ、私からの答弁といたします。（降壇）

○副議長（井上久嗣君） 西川議員。

○6番（西川 剛君） 再質問をいたします。

まずは、介護事業所における感染者確認、発生時の対応状況などの部分について答弁いただいた部分でありますけれども、この間、介護事業者においては独自にどういった対応をしているのかということ、ただいま答弁ありましたとおり、厚生労働省の通知などを自らも確認する中で、どういった対応ができるのかということ、悩ましい状況というのは質問の中で申し上げたとおりでございます。そういった意味では膨大な文書が、事業者に対しては市役所のほうから、厚生労働省、国の通知だということ、たくさん来ているのは私も承知をしているんですけれども、市のほうにいま一つ強く求めたいところは、やはりそこを市として、ある程度情報をその事業所なりに、こういった情報が必要なのではないかというところを、市としてのプッシュするような情報を求めたい、お願いしたいなと思っています。

ただいまの答弁の中でありましたマスク等の購入についても、今後の国の対策などで、補正予算で実際にあるのも私も承知をしているんですけれども、本当に多くの事業があって、これが事業所ごとでどういったふうに活用できるのかということまでなかなかとどり着かないのが現実でございます。そういった部分でいけば、市としては、介護保険事業も保険者ということで事業継続のためにそれぞれ事業所のどういった状況かというのは把握できる状況ではあるかと思っておりますので、直接的な聞き取り、把握の中からその事業所に合った活用支援策を一緒になって考えていただけるような、そんな体制を強く求めたい、そんなふうに思っているところありますけれども、この点についての見解をいただきたいと思っております。

あともう1点は検査体制の部分でありますけれども、これもただいま申し上げた部分とかなり似通ってくるところはあるんですけれども、やはり続けなきゃいけないという思いの中で頑張っている、ただ、実際自分が感染したらという、そういった部分で頑張ってる場所ありますので、ぜひそういった部分、一方で、行動計画の中でいきますと、ワクチンなどがある感染症などについては、ワクチンの接種の優先順位なども多分行動計画で組み立てていくような流れにもなろうかとも思っておりますので、そういった部分は、今回検査ということで取り上げておりますが、この地域におけるインフラ事業みたいところを、しっかり優先順位というか、継続しなきゃいけない事業を市としても見定めて、それに対する支援ということで、検査、PCR検査をしようというところ、抗体検査などの各種検査の体制もいろいろ変わってくるかと思っておりますので、そういった部分の検討をさらに求めて、この2点を再質問として、終えたい

と思います。よろしく願いいたします。

○副議長（井上久嗣君） 田中部長。

○健康福祉部長（田中寿幸君） 再質問にお答えいたします。

まず1点目の介護事業者の皆様方としっかり連携を取りながら、そういった必要なものについて情報共有していくといった点につきましては、今回、指定管理施設等々は定期の協議、会議等もありまして、その中で情報共有をしながら、また保健所等にも問い合わせをしながら進めてきたわけでありまして、先ほども答弁で申し上げたように、通所サービス施設には調査等を実施いたしたところではありますが、これはあくまでも影響が大きいと予想されることから実施したわけでありまして、全事業所の皆様方とそういった情報共有、意見交換する場ということは設けていないということは反省する点ではないかと考えておりますので、今後、こういったやり方がいいのかどうかということは検討になりますけれども、例えばサービス体系ごとに集まっていたいただいた意見交換会、あるいはアンケート調査等手法を考えまして、そういった情報共有をする場をしっかりと設けて、連携を取って進めていきたいと考えています。

以上です。

○副議長（井上久嗣君） 加藤病院事務局長。

○市立病院事務局長（加藤浩美君） 私のほうから、PCR検査を含めました新型コロナに対する検査体制ということで、これまでも行政検査について種々御答弁させていただいているところですが、どうしても行政検査の中では、やはり制限がある状況です。ただ、先ほども言いましたとおり、濃厚接触者については、これまでの症状が出た方のみ検査をするという体制から、症状がなくても検査をすると、だんだん状況も変わってきております。恐らく国でも、感染者の大きな拡大というのがある程度収まってきた中でそういう拡大ができるという判断をしたところがあるかと思っておりますので、そうした動きを注視しながら対応してまいりたいと考えておりますけれども、病院としても、いち早く感染者を確認するという意味合いからも、PCR検査機の導入について現在検討しておりますので、そういった形で対応を早くできるという体制をしっかりと取っていきいたいと考えているところです。

以上です。

○副議長（井上久嗣君） 8番 佐藤 正議員。

○8番（佐藤 正君）（登壇） 通告に従いまして一般質問をいたします。

新型コロナウイルス感染症から市民の暮らしを守るために。

4月7日に都道府県に緊急事態宣言が発令され、16日に対象を全都道府県に拡大、13都道府県を特に重点的に感染拡大防止の取り組みを進めるべき地域として特定警戒都道府県としました。5月4日には緊急事態宣言の期間を当初の5月6日から5月末まで延長しました。

大都市を中心に医療崩壊の危機が迫る中で、医療関係者が最前線で必死の献身的な努力を続けています。中小企業、個人事業主、フリーランスの経営、非正規労働者の雇用、学生の修学、高齢者や障害者など社会的弱者の命と暮らしが一挙に危機的な事態となり、打開の光がまだ

に見えない状況が続いています。今後も、新型コロナウイルスの存在を前提にし、長丁場の対応が提起され、現在の感染拡大の波が一旦収束しても、数次の波が襲来する可能性も危惧、指摘されています。医療と介護、子供の安全と教育、中小企業者の経営、雇用、学生の就学など、住民の命と暮らしを守る役割は引き続き重要になっています。

今回感染拡大が始まり、3月初めからの学校の一斉休校、4月7日の緊急事態宣言を前後して、外出自粛や休業要請が広がるやすぐに日々の暮らしや営業を続ける資金に困窮する人々や業者が悲鳴を上げています。新型コロナウイルスは中小零細、個人事業主、非正規やアルバイト、ひとり親家庭、DV被害者など、社会的弱者にも容赦なく影を落としています。

今求められているのは、本当にスピード感のある救済対策です。本市においても緊急経済対策として事業継続応援金事業、地域活性化プレミアム付商品券事業、ひとり親世帯の商品券の支援等を決定いたしました。この商品券事業についても、8月からだと聞いておりますが、一日でも早く届くようにしてほしいと思います。国においても第2次補正予算を対応していくことが決まりました。本市においても、第2弾として、第1弾に漏れた中小零細、個人起業やフリーランス、介護福祉施設、生活困窮者への支援という視点で取り組んでほしいと思います。

昨日の谷議員の質問と重複いたしますので、省略いたします。

新型コロナウイルス感染症に関する相談窓口の設置と感染者が確認されたときの医療体制を明確にしておくことが大事だと思います。これらの情報をさまざまな媒体を使って、正確かつ迅速に提供することが求められていると思います。新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けて、経済的に困窮を来している市民に対し、地方税、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料の減免や徴収の猶予など、各種制度を充実するとともに、周知徹底させることも必要です。就学援助制度の認定と支給についての文科省通知に従って制度の周知と対応を迅速に行うことを求めています。

社会保障制度の多くは申請主義であり、制度を知らないことには利用につながりません。生活保護制度があるということは知っていても、正しく制度を理解していない市民の方もおられるのではないかと思います。制度の周知を積極的に行うべきです。

コロナ危機の中での災害への備えを、これから台風や豪雨など風水害が多発する季節をコロナ危機の中で迎えます。被害が発生した際の避難所、救助や医療の体制、高齢者や障害者の対応など、起こり得る事態を想定し、備えを万全にしなければなりません。特に多くの場合は小・中学校などの体育館が主要な避難所となっています。しかし、体育館は新たな感染クラスターになる危険性があります。これに代わる避難所をあらかじめどう位置づけ、どう確保するのが課題ではないかと思います。

これも昨日の谷議員と重複しますので、省略をいたします。

収束後の社会のあり方について、専門家会議及び政府は緊急事態宣言中はもちろん、その後についても新型コロナウイルスは絶滅せずに存在することを前提に長丁場での対応、感染拡大を予防する新しい生活様式、コロナ時代の新たな日常を提起しています。今日の新型ウイルス

感染はそうした感染症対策の生活様式への移行を社会に求めるだけでなく、改めて明るみに出た政治、行政、社会のゆがみと脆弱さを解消、改善していくことと、その社会のあり方、ビジョンを探求し、実現に踏み出していくことを求めています。今回のコロナ危機への本格的な対応の中で学ぶべき教訓は極めて多いと考えます。検証し、教訓を導き、今後起こり得る未知のウイルス感染の備えを万全にすることが求められています。

日本社会の場合は、1980年頃から行政改革が叫ばれ、2000年前後からは社会保障費の増大を敵視する新自由主義的な経済社会政策が幅をきかせ、大企業が空前の大もうけと内部留保の莫大な蓄積を遂げ、医療、保健、福祉の制度改悪と財政抑制、国民の負担の増大とサービスの切下げ、雇用破壊と非正規雇用の急増、消費税の相次ぐ引上げなどで、史上最悪の格差社会となりました。日本社会は感染拡大以前に戻るだけでいいのか、感染症対策として生活を改善するだけでいいのかが問われています。

いつから社会は現在のようにゆがみがひどく、自然災害や感染症に対し脆弱になったのか、それを振り返り、今後の進むべき、あるべき社会、ビジョンを探求することが課題ではないかと投げられているのです。地方自治体でも行政においても改善し、改革すべき問題、課題は何か、その方向はどういうものかという問題意識を持って歩むことが求められているのではないのでしょうか。常にその視点で心がけたいものです。

以上で、この質問を終わります。（降壇）

○副議長（井上久嗣君） 牧野市長。

○市長（牧野勇司君）（登壇） 佐藤議員の御質問にお答えいたします。

初めに、新型コロナウイルス感染症の相談窓口についてです。本市の感染症に関する窓口は保健福祉センターが相談窓口を担っており、ホームページ上での注意喚起を初め、広報や新聞報道、全戸への郵送配布チラシでもお問い合わせ窓口として掲載をしています。また、感染症に関する支援は健康面や生活面、経済面など多岐にわたることから、その専門窓口も一覧にして現在ホームページに掲載しているところですが、今後、より市民に分かりやすく工夫し、広報やホームページ等を初め、さまざまな機会を捉え、広く周知してまいります。

次に、医療体制につきましては、昨日、喜多議員の質問にお答えしておりました。

次に、感染症の影響を受けた方に対する各種軽減措置についてです。市税では納付が困難な方に申請により1年間の徴収猶予を行っており、また、地方税法の改正により、事業者に対する来年度の固定資産税の軽減措置が創設されました。国民健康保険、後期高齢者医療制度の被保険者に対しては、感染症の影響により給与収入等が前年より一定程度減少した場合に、令和2年2月1日から3年3月31日までの間に納期限が設定されている保険税及び後期高齢者保険料については既に減免申請の受付を開始しております。

次に、上下水道料金の減免についてです。水道事業の経営状況は谷議員からの質問において答弁したところであります。下水道事業についても厳しい経営状況にあり、料金収入を主な財源とする上水道・下水道事業会計において、公平性の観点からも困窮者を限定とした独自減免

は難しいものと考えます。そういった経済的に困窮している利用者に対し、個別に収入に応じた無理のない支払い計画を立てるなどの対応を行っているところです。

このような各種軽減策の周知につきましては、ホームページや広報、納入通知書などにチラシを同封するなど、さまざまな機会を通し周知を図ってまいります。

また、生活保護制度につきましてもホームページを通し周知をしていますが、生活に困窮する方々への支援として生活困窮者相談員を配置し、相談支援を行っており、生活困窮者相談員が民生委員や各関係機関と連携することにより、生活に困窮する方が相談につながり、生活保護が必要な方に対しては生活保護のケースワーカーと連携し、生活保護制度に的確につなげていく体制を取っています。今後においても、民生委員や各関係機関と連携し、生活保護が必要な方に必要な支援が速やかに行き届くよう努めていくとともに、生活困窮者自立支援制度や生活保護制度についてホームページを初めさまざまな窓口で周知してまいります。

次に、就学援助の周知時期と受付期間についてです。新入学児童・生徒については入学に必要な学用品の購入が間に合うよう1月中旬に周知し、2月中旬まで受付しています。現在児童・生徒については2月中旬に周知し、3月下旬までの受付としておりますが、離婚など世帯の状況に変更があった場合は随時受付を行っています。また、認定については前年の世帯収入に基づき判定を行っています。

一般の文部科学省からの通知に沿い、感染症の影響による失業や離職等により家計が急変した場合にも同様の措置を講じるものとし、その認定については申請時の直近3カ月間からの収入で判定するものです。このようなことから、今回の取り扱いについては改めて学校を通じて、在学在校児童・生徒の保護者にお知らせするとともに、ホームページ、広報を通じて速やかに周知してまいります。

以上申し上げ、答弁といたします。（降壇）

○副議長（井上久嗣君） 佐藤議員。

○8番（佐藤 正君） 再質問をしたいと思います。

新型コロナの感染の関係で、治療機関は名寄の市立病院ということなんですけれども、市民がコロナではないか、要するに検査を受けたいという場合は、保健福祉センターが窓口となって、名寄の保健所に連絡するという事になっていると思うんですけれども、例えば移動手段など、車で行ける人はいいかもしれないんですけれども、公共機関などを利用しないと行けないような人たちは、これも名寄の保健所の指示か何かで病院に行けるような方法になるのでしょうか、その辺よろしくお願いします。

○副議長（井上久嗣君） 田中健康福祉部長。

○健康福祉部長（田中寿幸君） 感染が疑われる方で、保健所の指示でもって感染者外来に行く際の交通手段につきましては、昨日、喜多議員のほうにも答弁をさせていただきましたが、基本的には自家用車をお持ちの方については御自分の車で行っていただく。公共交通機関を使うということにはならないと考えますけれども、どうしても自力では行けないという方については、

保健所と十分相談した中で対応を検討するとなつてございます。
以上です。

○副議長（井上久嗣君） 以上で、本日の日程は終了いたしました。
なお、明日は午前10時から会議を開きますので、御参集願います。
本日は、これもって散会いたします。
御苦労さまでした。

（午後 2時23分散会）